

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1 重要な会計方針

#### （1）固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

##### ③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

#### （2）徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上することとしている。

#### （3）賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

#### （4）退職給付引当金の計上基準

##### ① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

##### ② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

#### （5）国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正平成28年11月11日厚生労働省令第168号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

## (6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員<sup>(注)</sup>の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 職員就業規則第3条に規定する「職員」

## 4 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(4)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)～(3)に記す計算書類を作成するものである。

- (1) 法人単位の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (3) 拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (4) 当法人が実施する社会福祉事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア. 法人本部拠点（社会福祉事業区分）
  - イ. 調布市知的障害者援護施設なごみ拠点（社会福祉事業区分）
    - 「施設入所支援事業 なごみ」
    - 「生活介護事業 なごみ」
    - 「短期入所事業 なごみ」
    - 「ショートステイ事業 なごみ」（公益事業）
  - ウ. 調布市知的障害者援護施設そよかぜ拠点（社会福祉事業区分）
  - エ. 調布市知的障害者援護施設すまいる拠点（社会福祉事業区分）
    - 「就労継続支援事業B型 すまいる」
    - 「生活介護事業 すまいる」

- 「就労移行支援事業 すまいる分室」
- オ. 調布市デイセンターまなびや拠点 (社会福祉事業区分)
- カ. 重度重複障害者グループホームみつばち拠点 (社会福祉事業区分)
- 「共同生活援助事業 みつばち」
- 「緊急一時保護事業 みつばち」(公益事業)
- キ. 調布市障害者地域生活就労支援センターちょうふだぞう拠点 (社会福祉事業区分)
- 「移動支援事業」
- 「障害者地域活動支援センター」
- 「特定相談支援事業」
- 「一般相談支援事業」
- 「自立支援協議会」(公益事業)
- 「障害者を地域で支える体制づくりモデル事業」
- 「障害者就労支援事業」
- ク. 調布市知的障害者グループホームすてっぷ拠点 (社会福祉事業区分)
- 「共同生活援助事業 すてっぷ」
- 「共同生活援助事業 じょい」
- ケ. グループホームふれんず拠点 (社会福祉事業区分)
- コ. グループホームじゃんぶ拠点 (社会福祉事業区分)
- サ. 調布市子ども発達センター拠点 (社会福祉事業区分)
- 「児童発達支援事業」
- 「緊急一時養護事業」(公益事業)
- シ. 調布市学童クラブ・ユーフォー拠点 (社会福祉事業区分)
- 「第一小学校学童クラブ」
- 「第一小学校ユーフォー」(公益事業)
- 「第二小学校学童クラブ」
- 「第二小学校ユーフォー」(公益事業)
- 「国領小学校学童クラブ」
- 「国領小学校ユーフォー」(公益事業)
- 「しもふだ学童クラブ」
- 「八雲台小学校ユーフォー」(公益事業)
- 「かしわの学童クラブ」
- 「柏野小学校ユーフォー」(公益事業)

ス. 調布市子ども家庭支援センターすこやか拠点（社会福祉事業区分）

「子育て短期支援事業」

「養育支援訪問事業」

「地域子育て支援拠点事業」

「一時預かり事業」

「ファミリーサポートセンター事業」

「利用者支援事業」

「児童虐待防止センター事業」

「子ども家庭支援センター事業」

#### 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

| 基本財産の種類 | 前期末残高      | 当期増加額 | 当期減少額     | 当期末残高      |
|---------|------------|-------|-----------|------------|
| 建物      | 49,755,255 | 0     | 3,694,693 | 46,060,562 |
| 定期預金    | 3,000,000  | 0     | 0         | 3,000,000  |
| 合計      | 52,755,255 | 0     | 3,694,693 | 49,060,562 |

#### 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当する事項はない。

#### 7 担保に供している資産 該当する事項はない。

## 8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|          | 取得価額        | 減価償却累計額    | 当期末残高       |
|----------|-------------|------------|-------------|
| 建物（基本財産） | 60,531,429  | 14,470,867 | 46,060,562  |
| 建物       | 41,016,544  | 21,493,339 | 19,523,205  |
| 構築物      | 2,128,268   | 508,508    | 1,619,760   |
| 機械及び装置   | 5,087,327   | 3,075,742  | 2,011,585   |
| 車輛運搬具    | 5,829,520   | 4,729,424  | 1,100,096   |
| 器具及び備品   | 30,169,940  | 18,547,337 | 11,622,603  |
| 有形リース資産  | 152,217,141 | 18,458,950 | 133,758,191 |
| 合計       | 296,980,169 | 81,284,167 | 215,696,002 |

## 9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位：円)

|       | 債 権 額      | 徴収不能引当金<br>の当期末残高 | 債権の当期末残高   |
|-------|------------|-------------------|------------|
| 事業未収金 | 22,590,339 | 0                 | 22,590,339 |
| 未収金   | 89,911     | 0                 | 89,911     |
| 合計    | 22,680,250 | 0                 | 22,680,250 |

## 10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

## 12 重要な偶発債務

該当する事項はない。

## 13 重要な後発事象

該当する事項はない。

14 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

|                  | 当年度末      | 前年度末      |
|------------------|-----------|-----------|
| 支払資金の範囲に含まれる前払費用 | 2,098,694 | 2,182,815 |
| 長期前払費用からの振替額     | 0         | 0         |
| 貸借対照表計上額         | 2,098,694 | 2,182,815 |

(2) リース取引関係

① ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

ふれんず建物（建物）、ノートパソコン、サーバー、ネットワーク機器、電話設備（器具及び備品）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針（1）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

(3) 積立金の積立及び取崩しに係る方針

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。  
なお、積立金に対しては積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 工賃変動積立金（すまいる拠点区分）

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長通知雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号、最終改正平成28年11月11日雇児総発1111第2号・社援基発1111第2号・障障発1111第1号・老総発1111第1号以下、「運用上の留意事項」という。）の別紙の19(3)アに規定されている毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備えるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金を使用する場合には理事会の決議により取り崩すものである。

② 設備等整備積立金（すまいる拠点区分）

「運用上の留意事項」の別紙の 19 (3) イに規定されている就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金を使用する場合には理事会の決議により取り崩すものである。

③ グループホーム開設費等積立金（法人本部拠点区分）

グループホームの開設、移転、修繕及び設備の整備充実に要する経費等に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金を使用する場合には理事会の決議により取り崩すものである。